

令和3年9月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和3年9月14日(火)午後1時30分から午後2時46分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第1(議案第25号) 相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について(教育環境部)

日程第2(議案第26号) 相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について(学校教育部)

4. 報告案件

日程第3(報告第13号) 新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業について(学校保健課)

日程第4(報告第14号) 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について(学校教育課)

日程第5(報告第15号) 相模原市立博物館活動評価について(博物館)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長 杉 野 孝 幸 教育環境部長 井 上 隆

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 教育局参事 兼 杉 千 秋
兼教育総務室長

教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的 場 秀 剛	教育環境部参事 兼学務課長	佐 藤 洋 一
学務課担当課長 (就学支援班)	清 水 芳 枝	教育環境部参事 兼学校保健課長	鈴 木 一 広
学 校 教 育 課 長	松 本 祥 勝	学校教育課担当課長 (企画指導・支援班)	三 谷 将 史
学校教育課担当課長 (人権・児童生徒指導班)	金 子 温	博 物 館 長	佐々木 春 美
事務局職員出席者 教育総務室主任	島 崎 順 崇	教育総務室主任	高 橋 亮

開 会

鈴木教育長 定例会前ですが、ひとことお話をさせていただきます。

今年度の教科書採択についてですが、他市では採択替えをするかしないか、教育委員会で審議した市もありました。本市では、採択基本方針の中で、採択替えについて教育委員の皆様にご了解をいただいておりますが、市民の方から、それが分かりにくいというお話もございました。

次回以降、市民に分かりやすい議事進行に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまから相模原市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で定足数に達しています。

本日の会議録署名につきましては、宇田川委員と白石委員を指名します。

本日は報道機関から録音に係る許可申請が提出されております。傍聴規則第 7 条の規定に基づき認めることといたします。

相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 これより日程に入ります。はじめに日程 1、議案第 2 5 号、「相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

井上教育環境部長 議案第 2 5 号につきましてご説明申し上げます。

本改正は、相模原市奨学金の申請手続に係る規定の改正につきまして、提案するものでございます。

まず、改正の内容及び理由についてご説明いたします。

高等学校等の入学前に奨学金の申請を受けることにつきましては、在学する学校に申請書を提出することとしておりますが、学校での申請受付における記載事項の確認及び教育委員会への送付などについては、進路指導をはじめ、卒業に向けた業務が立て込む繁忙期に正確かつ適正な処理が求められる給付制度の申請を取り扱うものであり、進路指導を担当する教員にとって、負担の大きい事務となっております。

また、生徒本人が申請者となる本制度につきましては、家庭の経済状況が学校で明らかになることを危惧し、申請をためらうということが懸念されることから、教育委員会へ直接申請をできる環境を整えるため、今回改正をするものでございます。

この改正によりまして、今後における奨学金の申請手続につきましては、希望者から郵送等により直接教育委員会に申請書等を提出いただくこととなります。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 学校によって大分違うと思うのですが、申請の件数というのは年度ごとで大体どのくらいになるのでしょうか。

佐藤学務課長 例年の申請件数でございますけれども、トータルで約400件となっております。

小泉教育長職務代理者 その400件が学校現場からすると相当、中身的なものを伺いまして、ある意味ストレスを感じるような業務だと思うのですが、それが移管するということは学校現場にとってはとてもいいことだと思います。

また、郵送費用もかかるのですかね、そういったところも配慮していただいて、子どもたちにとってより良い、また先生たちにも良い制度になればいいなと思っております。

佐藤学務課長 学校にとって働き方改革の一助となるというようなこともありますし、委員がおっしゃるように相当学校にとっては負担の大きい事務だったと把握しております。それが教育委員会に移管するというので、我々事務局としても、危惧される場所もあるのですけれども、これまでの実績もございますので、我々としては文書で届いた申請書の開封作業ですとか、そういったものが加わるくらいかなと思っておりますので、それほど事務過多にならないようなことで考えております。当然、切手代がかかるというのはあるのですけれども、ちょっとその辺も、経済的にお困りの方ということなので、今後検討させていただければと思います。

白石委員 今の申請に関連してなのですけれども、実際にはどのような審査をされるのでしょうか。その辺を簡単で結構ですので、お知らせしていただけますでしょうか。

鈴木教育長 審査の中身ということでよろしいですかね。

佐藤学務課長 審査の中身でございますけれども、申請いただいた方たちの世帯における

給付条件というものをまず見させていただくというようなことですか、それから進学の意欲、そういったものもチェックできるような項目がございますので、そういったところをチェックして、年度内に決定をしていくというようなことになろうかと思えます。

白石委員 理解としては、今まで学校に申請をして、それぞれの学校の担当の先生方が1次審査ではないですけれども審査をされて、それをまた教育委員会学務課の方で確認をしてという作業が、学務課の方で単独で審査されるという理解でよろしいでしょうか。

佐藤学務課長 おっしゃるとおりです。学校である程度中身を見ていただいて、チェックをしていただいたのですけれども、その後、学務課、教育委員会においても、チェックをするということですから、その辺を一元化させていただいたということがございます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、他に質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第25号、「相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に日程2、議案第26号、「相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第26号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、学年当初において教育活動の準備に十分な時間を確保するため、学年始休業に係る規定を改正いたしたく、提案するものでございます。

参考資料をご覧いただきたいと存じます。

1、改正箇所につきましては、相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則第3条第1項第3号、学年始めの休業について、「4月1日から4月4日まで」を「4月1日から4月6日まで」に改正するものでございます。

2、改正理由といたしましては、児童生徒にとって安心安全な環境づくり、事務処理のための必要な時間の確保、教職員の働き方改革の推進でございます。

3、現行規則での課題といたしましては、勤務時間内の児童生徒の健康、安全に係る情報共有及び新学年、学級づくりのための十分な時間の確保が困難であること、年度始め

は、個人情報に係る事務量が1年間で最も多い時期であります、必要な時間の確保が限られること、現行の4月1日から4日までの場合、土日が含まれた際には準備期間が2日しかないため、休日出勤が常態化していることとございます。

裏面をご覧くださいと存じます。

4、改正による授業日数及び時間数についてでございます。授業日数につきましては、令和12年度までにおける規則改正後の最大授業日数は、令和7年度の206日、最小の授業日数は令和8年度及び令和10年度の203日でございます。

授業時数につきましては、令和元年度が授業日数203日で、授業時数1,015時間を確保しておりますことから、改正後におきましても標準授業時数1,015時間を確保することが可能でございます。

5、改正による影響等についてでございますが、災害及び感染症等発生時の授業時数につきましては、各校において余剰時数を設定するため、影響はないものと捉えております。

また、関係機関等への影響でございますが、児童クラブ、市立幼稚園、保育園等において影響がないことを確認しております。

給食回数への影響についてでございますが、規則改正後も給食可能日は185回を上回り、現行の給食回数、185回を維持することができますので、実施回数に影響はないものと捉えております。

以上、議案第26号についてご説明申し上げました。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 1点、2日間春休みが長くなる感じかなと思いますけれども、これは相模原市独自の動きなのでしょうか。それとも近隣市とか、政令市も同様の動きをされているのでしょうか。その辺を教えてくださいませんか。

松本学校教育課長 他市の状況でございますが、学年始業のところは、横浜市においては4月6日、川崎市については4月4日となっております。

一方で年間通しての休業日数というところにつきましては、相模原市は、改正後は61日になりますが、横浜市は61日、川崎市は66日という形で、今まで相模原市の休業日数が59日と短かったということがございまして、今回の改正により、他の自治体と同程度の休業日数となったところでございます。

白石委員 1点だけちょっと。教育課程がいろいろ多く盛り込まれたということで、夏休みが片や短くなったかと思うのですけれども、今年度についてはコロナで延長の措置がとられましたけれども、その辺との兼ね合いというか整合性的な部分は、どのように考えられているのかだけ教えていただけますでしょうか。

松本学校教育課長 夏季休業の日数については改正後も35日ということで、変わらない状況ではございますけれども、先ほど申し上げたトータルの休業日数について、2日増えて61日となるというところで、そのこの全体的な整合は図られると考えておるところでございます。

小泉教育長職務代理者 現場にいまして、年度始めの忙しさというのは本当に痛感しているところです。

あえてまた聞くのですけれども、学校現場の方からもこういった現行規則での課題について、声が上がっていたかと思うのですけど、具体的にこんなのがありましたよということがあれば教えてください。

それと、これは決定後になると思うのですけれども、学校現場、先生方、また市民だとか児童生徒にアナウンスするというのが、周知ということで、スケジュール的なものを含めて、どういうふうに考えているかを教えてください。

松本学校教育課長 まず学校の状況でございますけれども、学校の方からはやはり、新年度に入ったところでの新学期に向けた準備の時間、具体的に申しますと、まず新年度に向けての体制づくりということで、会議がございます。学年ごとの会議や職員会議の時間の確保がなかなか難しいということと、あとは会議が終わった後の教室等の環境整備の時間もございます。この時間についてもなかなか時間の確保が難しいという声もいただいているところであります。

それ以外のところでも例えば中学校ですと、教科ごとの教科会ですとか、また入学式を行うに当たっての準備等、行事の具体の動きというのもございますので、それは1日、2日で終わるとするのは非常に厳しいということで、今回の改正で、そういった必要な時間が確保できるものと考えているところでございます。

もう1つの今後の周知の方法でございますけれども、この後、9月下旬から10月上旬になると思いますけれども、校長会にもご説明したところで各学校への周知を図りたいと考えているところでございます。

鈴木教育長 ほかに質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、他に質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第26号、「相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおりに決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業
について

鈴木教育長 次に報告に入ります。日程3、報告第13号、「新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業について」を議題といたします。

井上教育環境部長 報告第13号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株、デルタ株の感染者が増加し、置き換わりが進んでいることや、市内における感染拡大状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の全部を令和3年8月25日から令和3年8月31日まで臨時に休業することを決定したことについて報告するものです。重要な事項でございますことから報告をさせていただきます。

以上で報告第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いたします。

岩田委員 教えていただきたいのですが、子どもの方も学校が休みになるということで、働いている親御さんの子どもの学童保育みたいなのがスムーズにいったのか。もしくは、今後のためにこういうところがちょっと課題として出てきたみたいなのがあればそれも含めて教えてください。

鈴木教育長 若干、私の方からこれまでの経過を踏まえて、ちょっとお話をさせていただきますと、夏休みに入りまして、急に子どもの家庭内感染が増えてきてまして、ひどいときには1日で、小中学生の陽性者の報告が20人を超えるような状況が本市でもございました。

8月の上旬に保健所とも打合せをさせていただいて、このまま2学期を8月25日に始

めたときにどうなるのかという専門的なアドバイスをいただいたときに、デルタ株、変異株については、従来の取組だとかなり厳しいというお話をいただきました。

教育委員会の事務局の方では2つ、まず2学期の開始の日を従来どおり25日でもいいのかどうか。

それから2学期中にやる授業の内容。これは従来、本市でも感染防止学校再開ガイドラインというものを作って、各学校で取組を進めてきまして、なるべく感染者が広がらないように、学校でクラスターにならないようにというのをやってきたのですが、これは従来株では通用したものが、デルタ株では通用するかどうかという不安がありましたので、授業の内容についても、例えば音楽であればマスクを外しての楽器の演奏ですとか、あるいは合唱を後半の方へ持って行っていただいて、音楽鑑賞を前の方に持ってくる、あるいは体育で密になるような活動、それも同じように後半の方へ。

要は、教育課程の組替えをやらなければまずいねという話になりまして、まず1つが学校の2学期の再開を1週間、4年前は9月1日だったので、2学期の再開を9月1日にしよう、それからガイドラインの改訂もしながら各学校で、授業の教育課程の組替えをしていただきたいと。

それから、もう1点は夏休みでありましたので、各家庭の様子を各学校に把握していただきたいということで、学校から各家庭の状況、今、濃厚接触になっているか、なってないのか。陽性の子がいつから登校できるのか。それを全部学校の方で把握していただきたいと。

こういうお話をさせていただいて、では9月1日、2日、3日、この3日間は従来ですと給食提供だったのですが、その期間は短縮授業で給食は提供せず、9月6日の月曜日から給食を提供しての1日授業といたしました。

こういう中で今、岩田委員からもお話しいただいた低学年の子どもたちをどうするのかと。やはり、子どもの居場所の問題がありますので、今回は、緊急事態ですので学校にお願いして、居場所がないご家庭については学校で預かるという対応をとらせていただきました。

ですから、その辺でやはり急な変更ですと、児童クラブも当然スタッフの問題があって対応できないので、今回は学校の方で対応させていただいたと。若干そこが課題ですね。

それから、もう1点課題とすると、やはりお昼ごはんの問題というのが出てくるのかなと。今回は短かったのですが、これが以前みたいに長い期間になりますと、子どもたちの

給食ではない、昼食の問題が出てきますが、実際にはご承知のとおり個人、個人見ることができないので、アレルギーの問題ですとか、事故が起こりやすい環境になるので、そこは慎重にいかないとまずいなと。

こういう中で今回、休業を判断させていただいて、今やっと少し落ち着いてきているかなという、若干減少傾向であるのですが、まだ完全に陽性者がいないという日はありませんので、そういう対応を図っているところでございます。

補足はありますか。

松本学校教育課長 子どもを預かることについて、先ほど教育長からも説明がございましたけれども、児童クラブでの受入れが難しい時間帯については今回、学校の方で引き受けていただいたところでございまして、今後につきましては、同じような状況が発生したときの連携体制、そこをより図っていく必要があると。今後いつ起こるか分からないのですが、この感染拡大状況を見据えながら受入体制の連携を図って、児童クラブ、こども・若者未来局と連携を図っていくというところが必要になってくるかなということと、あと学校側の受入体制についても、よりご理解いただきながら進めていく必要があるかと考えているところでございます。

細川学校教育部長 ありがとうございます。本当に低学年の問題、あわせて特別支援学級に在籍している児童も大きな課題がございまして、教育委員会の取組といたしましては、この判断をしたところで、すぐにこども・若者未来局であるとか、福祉局の方とも連携をさせていただきました。

それぞれの部署から、例えば放課後デイサービスのところであれば、関係機関の方からそれぞれの事業所に連絡をしていただいたり、こども・若者未来局の方では児童クラブ、公立のものと民間のものがあるのですが、特にこの民間のものについては様々な取組をしているというところで、学校現場も把握しづらい状況がございましたので、対応をすぐにさせていただいたところであります。

ただ、何分急な話でございましたので、市長部局との連携も少し課題が残っておるところもございまして、それぞれの機関の方でも各事業所とのやり取りというところで課題があるとお聞きしているところです。

今後につきましては、学校現場が一番このことについては分かっておりまして、ここの民間クラブはこういう対応、でもこちらはこうだった。そのことについて保護者からご意見をいただくなどなどが今回、学校現場にかなり寄せられてしまったということもあり

ましたので、そういう個別の問題が学校で受けることがないように、やはり関係機関が連携して、スムーズな対応をしていくことが課題であるかなと思っています。

引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

岩田委員 ちなみにその学校で預かるとなったときに、学童クラブなりに登録している子がほぼ全部スライドしたのか。そうはいつでも3日間ぐらいのことなので、かなりお家で見ていた子たちが多くて、学校で見ますよって言うてもあんまり子どもたちは来なかったとか。その辺の状況を教えてください。

松本学校教育課長 私どもが把握をしているところにつきましては、児童クラブに登録しているお子さんは、そのまま午前中は学校で見えていただいて、午後は児童クラブという形でスライドしているということがほとんどと承知しております。

平岩委員 今回のことは緊急のことですので、各所で苦慮なさったことは十分にわかります。

私、報道の方に携わっているわけなのですが、これは決定したのが他の自治体に比べまして大変早かったと思うのです。

国の方が必ず休業をなささいということでもなかった中で早く決めたということは、これはご家庭にとって安心感につながったと思いますので、私は早く決定したことは大変良かったことだと思っております。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この件は終了させていただきます。

ここで職員を入れ替えますので、暫時休憩いたします。

(休憩・13:57~14:00)

相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程4、報告第14号、「相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について」、事務局より説明をいたします。

松本学校教育課長 報告第14号について、ご説明申し上げます。

はじめに、お手持ちの資料、最後のページをお開きいただけたらと思います。参考資料でございます。

本審議会につきましては、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじ

めの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する機関でございます。

具体的には、3の活動内容のところに記載がございます。この内容につきまして審議を行っておりまして、令和3年度につきましても、こうした内容について様々なご意見をいただいたところでございます。

お手持ちの資料、最初のページから2枚目をお開きいただけたらと存じます。

別紙とございます。この答申書でございますが、教育委員会が令和3年7月6日付けで諮問した事項につきまして、相模原市子どものいじめに関する審議会から答申を受けたものでございます。

諮問の内容でございますが、諮問事項の1といたしまして、市が令和2年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について。諮問事項2といたしまして、市立小中学校等が令和2年度に実施したいじめ防止等の施策に係る実施状況の検証についての2つの事項でございます。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧いただけたらと存じます。別紙の裏面になります。

諮問事項1に対しての内容でございます。(1)としまして、市の基本方針に関することについてでございます。(ア)といたしまして、各委員から出された主な意見がございますが、主なものといたしまして、(ウ)のところでございますが、「ひとくくりに「いじめ」というと、重大な事案も軽く捉えられてしまうのではないかと危惧している。「いじめ」は心理的又は物理的な影響を与える行為により児童生徒が苦痛を感じるものであり、犯罪行為として取り扱われるものも含まれる。「いじめ」を単なるからかいや、けんか等と軽く捉えてはならない。実際には、刑法の対象になり得るような事例もあり、いじめは重大な人権侵害であるという認識を児童生徒や保護者、教員にも持ってもらうための工夫を引き続き図りたい。」との意見が記載されております。

こうした意見を取りまとめまして、審議会として総括した内容がイの提言として示されております。(イ)といたしまして、「教育委員会は、児童生徒や保護者、教員に対し「いじめ」は重大な人権侵害であるという認識をしっかりと持たせることが重要である。また、保護者や地域住民が様々な面から児童生徒が出すサインに気づき、速やかに学校や関係機関に相談ができるよう、いじめ防止に係る啓発や相談窓口の周知と充実に努める必要がある。」と示されております。

これを踏まえまして、今後につきましては児童生徒や保護者に対し、改めていじめが重大な人権侵害であるということをいじめ防止協議会等で周知するとともに、担当者会で、共通理解を持ち、各学校の教員に周知徹底を図ってまいります。

次に、3ページをご覧ください。

(2)市の具体的な取組に関することについてでございます。各委員から出された主な意見につきましては、アに示されてありますとおり3点でございます。この意見を踏まえまして、イの提言が示されておるところでございます。

提言の主なものとしまして、(イ)といたしまして、「いじめの未然防止には、児童生徒の人権感覚を深めていくとともに、日常的に児童生徒と接している教員や保護者の人権感覚の向上が必要である。教育委員会は、児童生徒の人権感覚の深まりをめざし、学校、家庭、地域に対しても、人権感覚を高めていくため、啓発方法について工夫していく必要がある。」と示されております。

教育委員会では、令和2年度に改訂しました人権教育指導集の内容を用いた人権研修の充実を図っておりまして、教員一人ひとりの人権感覚の向上に努めているところでございます。

また夏季休業中につきましては、32の学校で研修を実施したところでございます。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から研修を延期した学校もございますが、今後につきましても感染症対策を講じまして、実施形態を工夫して研修を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また保護者や地域住民に対しましても、人権意識に係る啓発につきましては、各機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、資料4ページをご覧いただけたらと存じます。

諮問事項2に対してでございますが、(1)学校いじめ防止基本方針に関することにつきましては、アとして各委員から出された意見が2点ございます。

この2点を踏まえまして、イの提言といたしまして、「児童生徒の自己肯定感を高めるためには、学校において児童生徒が主体となり、自分の良さを認めると共に、他者との関わりの中で、周りの人の役に立っていると実感できる取組を継続していく必要がある。そのため、各学校は意図的かつ計画的に児童生徒が活躍できる場を設けるよう、努めていただきたい。」と示されております。

各学校におきましては、コロナ禍におきましても児童会や生徒会がリモートで会議を行

い、各学校の取組を共有したり、課題を解決するための話し合いの場を設けるなど、児童生徒が主体となった取組を工夫しながら行っております。

10月21日に実施予定でございます「いじめ防止フォーラム」の中でも、中央区の小中学校の取組を共有しまして、自校の取組を振り返る機会を設けたいと考えております。

また、市立小中学校等の取組を年度末に集約しまして、好事例も情報提供することで活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして4ページの中段ほどをご覧くださいと存じます。

(2)といたしまして、いじめの未然防止や早期発見・早期対応等の具体的な取組に関するでございます。これもアの各委員から出された主な意見、2点を踏まえまして、イの提言を示させていただいています。

提言といたしまして、「学級の雰囲気は、児童生徒の学校生活に大きく影響する。また、教員は自身の言動が児童生徒に大きく影響することを、今後も十分に理解した上で、児童生徒に対応する必要がある。各学校において、人権教育指導資料集や研修を通じて、教員一人ひとりが学級の雰囲気づくりの重要性を理解するとともに、多様性を受容できる開かれた学校づくりに努めていただきたい。」と示されております。

これに対しましては、資料集による人権研修の中で、学級の雰囲気づくりの重要性について言及しまして、教員一人ひとりの言動を振り返る場を設けているほか、人権教育指導資料集の活用の手引きを発出しまして、教員が職員会議や学年会議の後など短い時間においても工夫した研修を行って日頃の言動を振り返り、今後に生かすよう、そういった場を持つよう、担当者会で促しているところでございます。

また、今後につきましては本審議会からいただきました提言を踏まえまして、いじめの防止等の施策の実施に努めてまいりたいと考えております。具体的には本答申の内容につきまして、市の関係各課、機関に対して周知いたします。その際、本審議会からの提言にある視点を今後の取組に生かしていくとともに、次年度の施策に反映するよう関係各機関の方に依頼したいと考えております。

以上ご説明いたしました。よろしく願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 そのとおりだなと思って聞いておりました。

やはり特に重要なのは、先生の意識なのかなと思います。特に最近、現場の先生方は若

返っておりますので、その辺を研修資料であるとか、研修に加えて職場内で学び合うとい
いますか、そういった校風というか、職員室の雰囲気とか、そういったところにも、もう
ちょっと、抽象的な言い方なのですが、そこは結構つづくにより効果が出てくるのかな
と。

例えば、子どもたちの主体的な学びをなんて言うことは、聞いては分かるのですが、
実際に体験できるかどうかというとなかなか難しいので、その辺をよろしくお願いた
いと思います。

その答申からちょっと外れるかもしれないのですが、タブレットが1人1台整備
されたことによって、よりインターネットが身近になった関係でいくと、SNS等を使
いたいじめみたいな、そういったところも危惧されますが、その辺はどのようになっ
ているのでしょうか。

松本学校教育課長 具体の数字については、この場については資料が手元にないので申し
上げにくいのですが、SNSに関するいじめについては、本市の中でもあると把握
しているのですが、ただ、いじめ全体の中での報告の中では、それほど多くはない
という状況でございます。

ただ懸念される状況も当然ありますので、今後のところについてもSNS等によるい
じめについては、教育センターの方でもネットモラルだよりというのを出しているところ
でもあるのですが、あとは先生がLINEとか、ネットとかで探りにくいところの、
見えないところでのいじめというものもあると思います。そういったネット関係でのトラ
ブルを子どもたちが大人に対して、先生に対して言い出しやすい、訴えやすい、そう
いった環境づくりを努めていくことも大事なかなと思っているところでござい
ます。

また、子どもたち自身に対してもネットモラルであるとか、SNSを使うルールです
とか、そういったところの周知啓発を引き続きする必要があると考えているところ
でございます。

細川学校教育部長 今、小泉教育長職務代理者の方からタブレット端末が、というご質問
がございましたので、その部分についてなのですが、現状、持ち帰りというのが、かな
り各学校で行われております。それを踏まえまして日頃より、情報モラルハンドブックを
活用しながら周知啓発には努めてきたところではあります。ここで改めまして、今週中
に教育センターの方から、今所長がおりませんので私の方からの報告になりますが、改
めて家庭でのルールの話し合いであるとか、学校においては子どもたちが主体となっ
たルー

ルづくりなどの話し合いをしっかりと進めていきたいと思いますというような対応策を取らせていただいています。

手立てといたしましては、クラスルームとって、子どもたちが参加できる、そうした機能があるのですが、クラスルームは管理者が教員になっていきますので、必ずタブレット端末を介したやりとりは教員がチェックできるようになっております。そのチェックも1人ではなくて複数で、必ず管理職を絡めましょうという話をしていますので、子ども同士のやり取りはしっかりと教員たちが把握できるような手立てをとっております。

一方、チャット形式で会話ができるというところが、子どもたちは私たちに先んじているので、そうした機能を自ずと見つけたようで、チャットの中で、いじめではないのですが、係活動の話し合いをしていて、それがけんかのようになってしまったというような報告がありましたので、そういった機能も全て、教育センターの方では止めさせていただいています。

ただ、やってしまったから止めるというのは、あまり良い教育ではありませんので、改めて、使い方について子どもたちが考えるというのは引き続き取り組んでいくところでございます。

平岩委員 このタブレットについてはもう少し直球でお伺いしたいのですが、町田市の事案がありました。それで相模原市に関しては同じようなことが起こり得るような状況にあるのか、ないのか。そこを教えていただきたいと思います。

松本学校教育課長 そのこのところの未然防止というのはとても大事だと思っていて、このタブレットの扱いについて、先ほど学校教育部長からも話はありましたけれども、使い方のルールとか、モラルとか、そういったところについて再度、周知を図っていくことが大事なところでございます。

細川学校教育部長 すみません、町田市のような事案があるのかどうか直球でということだったと思うのですが、現在のところそういった状況はこちらの方では報告は受けておりません。

ただ、だからといって安心安全というわけではないので、ここで改めて学校教育課の人權・児童生徒指導班の方でしっかりと状況把握をさせていただきますということでございます。

岩田委員 このインターネットなり、携帯なりのところというのはやはり今、おっしゃっていたように子どもたちの方がスピードは速いので、もちろん守っていくというのと同時

に、でも、学校教育課長が話したように、逆にそのツールを使って、学校にも相談できるというところのメリットもあるのだろうなど。

今度そうすると、教員個人の携帯と学生がつながるということで、また別のリスクも出てくるということがあって、この間ちょっと新聞に特集になっていたのですけれども、教育委員会として公的に貸し出す携帯みたいなところも今後、考えておく必要があるのかなみたいな形で記事を読んでいました。

松本学校教育課長 子どもたちが教員に訴えやすい環境づくりというのは今後、つくっていく必要はあると思いますけれども、学校の携帯のことについては、これから検討する必要があるかどうか情報共有させていただけたらと考えております。

ただ、以前申し上げたかもしれませんが、本市については、いじめの発見のきっかけとして、教員が発見するというのが全国の中でも非常に顕著に高いということはありません。まして、普段の学校生活の中で教員が子どもたちの様子を見て、いじめ等トラブルを捉えやすい環境にあるというところはありますけれども、それに甘んじることなく、先生方の方で日頃のアンテナを高めるところについては今後も周知を図っていきたいと考えております。

鈴木教育長 一応補足しますと、本市は児童生徒に1人1台以外に、教員に対しても同じようにタブレットを配っていますので、その間のやり取りは確かにできるようにはなると思うのです。

岩田委員 中学生になってくると、自分の携帯から何か先生の携帯に発信したくなるけれども、そこは基本的にアウトにしておく。でも逆に、それが学校の、公的な携帯だとするとどうなのかなと。

先生個人だとほかの管理職が個人の携帯をチェックすることはできないけれども、生徒に教える場合は、他の管理職も見ることがあり得るといふことの電話番号を教えるということであれば、どうなのかなと。

子どもの方が、その携帯の方が、ヤングケアラーみたいなものを含めてSOSを出しやすいということであれば、そのツールをすぐではなくても将来的に保証していくということもありかなと思いました。

白石委員 今もちょっとお話がありましたように、今は中学生になるとほとんど全員がスマホを持っていて、クラスの仲間とグループラインを使ってやり取りをしていて、恐らくそれを親もよく分からないし、先生も知らないところで行われていて、このいじめの問題

って恐らく、いじめているつもりはないけど傷つけてしまっている。または、いじめられてないけど、いじめられていると思ってしまう。そういう、コミュニケーションがすごく難しいツールだと思うのですよね。今や大人も子どもも、スマホなり文字だけの会話で受け取る側によって印象が全く変わってしまっ

たので、このスマホで、LINEでやり取りをざーっとやっていますけれども、そういうのを何か例えば、道徳の時間などでこういうのは、これはちょっとどうなのとか、そういう子どもたちに分かりやすい、いじめって限定しなくてもいいですけど、これってもしかして人を傷つけてしまうかもしれないよねとか、そういうような具体的なやり方にこれからなっていくのかなという気がしています。

もしかしたら、スマホを持っていない子どもたちもいますし、もしかしたら、そのことでも、それが何かいじめの構図みたいになってしまう可能性もあったり、本人たちは決してそのようなつもりはないけど、いつの間にかそういう構造になってしまっていたりというのはちょっと心配なので、そこをちょっと考えていただければと思います。

あともう1点だけ。この提言にもありますように、先生ご自身の言動が子どもたちに大きく影響するとあります。今、お話ししたように、先生たちも若い先生が多いですし、SNS上のコミュニケーションが多くて、子どもたちも先生たちもリアルな世界のコミュニケーションというのがしっかり取れているのかなというのがちょっと気になっていて、いじめとかの先生の言動に対しても、お互いの信頼関係というものが築けていれば受け止められると思うのですけれども、そういうのがない中で、言葉なり文字なりで発信されるとすごく刺さる人には刺さってしまう。

なので、先生でもよかれと思って言ったことが子どもたちには、そういうふうに伝わらなかつたりというケースも多々あると思います。なので、先生が子どもたちと本当にそういう信頼関係を築くために、どうしたらいいのかというところを、そこを意識していただければと思います。

意見になってしまいました。以上です。

鈴木教育長 今、白石委員からリアルなコミュニケーションというお話をいただきましたが本当にここ1年半、コロナの感染が拡大してから実際、学校の先生方とお話しても、そのリアルなコミュニケーションが取りにくくなって、なかなか学校でもOJT、あるいは児童生徒とのやり取りというのが非常に難しくなっているというお話をいただいています。

松本学校教育課長 今回の答申を踏まえたところで、子どもが本当に力を入れたいと思っているところは、先生方の普段、子どもたちに対しての見方ですね。プラスに見ているかマイナスに見ているか。そういった無意識の言動、子どもの多様性を認められているか、認めていないか。そういったところの無意識の言動というのが、子どもたちの意識形成にもものすごく影響を与えるというところを先生方に自覚していただきたいと思っております、そのところでは単に資料集を発行して、これを読んでくださいというところで終わらせたくないのです。それだとなかなか意識が変わっていかない。

では、どうしたらいいかというところで、先生方が日ごろお忙しいことは承知をしているのですけれども、研修といったような自己の言動を振り返るような時間を、10分でも15分でも持っていただく、それを通して、自分たちが子どもにどういうふうに向き合っているのか、どういうふうな言動を取っているのかというところを改めて見る、振り返る形をとって、それで子どもに向き合っていただきたい。

その中で、子どもに対して肯定的に見たりとか、多様性を受け入れるような見方、そういったところが子どもたちの集団形成にプラスの影響を与える、それがひいては子どもたちが互いを認め合ったり、多様性を認め合ったり、先ほどのご懸念にあるような、互いを思い合わないようなLINEのトラブルとか、そういったものが減っていくことにつながっていくのかなと考えているところですので、まずはそのところで先生方の意識形成に力を入れていきたいと考えているところでございます。

宇田川委員 結局のところというか、タブレットの使い方に関しても、やはり人権教育の一環として、ただ単に、一方的にルールとしてこれはいけないことだよということだけで終わりにしてしまうのではなくて、先ほどもありました自己肯定感の低さというところからも、自己肯定感を高めていくという意味でも、子どもたち、児童生徒が自ら、自分たちで主体的にどうすることがいいことなのか、そのようなことを考えられる教育というところにつなげていけると、すごく良いのかなと思いました。

それが結局は実現できるか、できないかというのは今、ご発言のあったとおり、教員の意識とか自覚ということがすごく影響していると思っております、やはり教員自身が子どもをどういう存在として捉えるのか。

子どもたちは、ただ単に言われたことを守ればそれで良いのだということではなくて、これから起こってくるいろいろな新たな問題に対して主体的に考えていく、自分たちで考えて、話し合っただけで結論なり結果なりを出して、またそれに対して、またさらに考えていく

ことができる存在なのだというようなところをきちんと教員が自覚を持って、教育を実践していくということが重要になってくるのかなと思いました。

鈴木教育長 示唆に富んだご意見をいただきまして、そういう視点を踏まえて、少し教員の意識改革というのでも進めていく必要があるかなと思っています。

よろしいでしょうか。

この件はこれで終わらせていただきます。

相模原市立博物館活動評価について

鈴木教育長 次に日程5、報告第15号、「相模原市立博物館活動評価について」、事務局より説明いたします。

佐々木博物館長 相模原市立博物館です。本日は博物館評価について報告をさせていただきます。

今回、報告をさせていただきますのは平成29年度から令和元年度までの活動に対する評価書でございます。

評価の概要につきましては、お手元の評価書1ページ目から3ページ目までにまとめてございます。こちらの概要を説明する前に、この評価について、この成り立ちや経過について説明をさせていただきたいと思います。

4ページ以降をご覧くださいと思います。

この博物館評価については、平成20年度に博物館法が改正されたことによって始まったものでございます。

博物館協議会では、平成21年度から検討を始めまして、平成23年度には博物館評価について、どのように進めるかを検討するとともに博物館の使命について決めました。博物館の使命は4ページ目の下半分あたりに書いてあるものですね。丸2つと星が3つの重点項目です。

読み上げさせていただきますと、「地域の歴史や文化・自然に関する資料を調査研究し、また、収集した資料を適切に保存し蓄積するとともに、その活用を図りながら地域文化を継承・発信する拠点となること。」、「主体的に参加した市民と協働し、あるいは地域の諸機関と広く連携していく体制を整え、市民文化の向上に資する活動を積極的に展開すること。」この2つを博物館の使命として、その下に3つ重点項目を挙げております。

その後、平成24年、平成25年度と具体的な評価方法について検討いたしまして、評

価につきましては定性的評価と定量的評価を組み合わせるということになりました。

具体的には5ページの上の方でございますが、定性的評価と定量的評価を組み合わせるという方法と定量的評価についても単に入館者数だけではなくて、市民協働に関する活動などについても数値化すること。

また、定性的評価については今、申し上げましたその博物館の使命を達成するための重点項目について行う。その実施については、まず自己評価、そしてアンケートなどによる利用者や参加者からの評価、それを基に博物館協議会による評価を行い、まとめると、こういう方法でございまして、今回もその手順で評価をまとめたものでございます。

なお、今回の評価は3回目となりまして、1回目は平成23年から平成25年度までの活動を平成26年度に、2回目は平成26年から平成28年度までの活動を29年度に、3回目の今回は平成29年、平成30年、平成31年度、令和元年度ですが、その3年間の活動をまとめたものでございます。

ここで1ページ目に戻っていただきまして、全体の総括として2点、下の方に丸2つが書いてございますが、こちらを読み上げさせていただきます。

「市民と歩む博物館の活動理念を実践し、地域に根差した特色ある活動を展開していることが市民及び有識者から評価された。具体的にはJAXA宇宙科学研究所と連携した多彩な宇宙教育普及事業の実施をはじめ、図書館や公民館など関連する施設との連携、小中学校をはじめとする学校への学習支援、さらには博物館全体の教育普及事業及び各専門分野でのボランティアとの協働による活動の充実などである。」

2つ目の丸、「博物館の活動についてネットメディアなどを活用した情報発信は活発に行われている一方で、展示・教育普及活動の市民への周知などは行き届いていない可能性があることについて指摘され、ターゲットを明確にした、きめ細かい広報活動のさらなる充実が求められている。」こちらが総括でございます。

具体的に定量評価と定性評価についてもご説明させていただきます。

まず定量評価について7ページをご覧くださいと思います。

入館者数からホームページアクセス数までいろいろ数字が出ているところです。まず入館者数については、概ね微増傾向でございます。こちらについては下のコメントにも書きましたが、何かイベントの有無で5%ぐらいの人数は上下してしまうので、こちらは1年ごとに増えた、減ったと一喜一憂するのではなくて、傾向を見ていきたいと思います。

2つ目のプラネタリウムにつきましても、こちらも増加傾向、年によってやはり多少上

下はあるのですが、こちらも例えば夏休みに人気のアニメ作品などを上映すると毎回満員になるという、演目による差も大きいのですが、それでも概ね健闘しているところだと思います。

3つ目の企画展については、ここ数年、テーマやPR方法なども良かったのか増加傾向にあります。

4番、5番の講座、講演会の参加者数や開催数ですが、こちらについても概ね一定数以上の開催を行って、引き続き好評いただいているところと考えております。

6番の職員派遣でございますが、これはいわゆる出前講座なのですが、こちらも例年一定以上のニーズがあるというところで、むしろ学芸員の数であるとか、出張できる回数というような限られたリソースの中では、これを無限に増やすということはないのですが、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

7番、8番の市民ボランティアについてなのですが、市民ボランティアの総数については、やや減少傾向にあります。ただし、今年度、広報さがみはらの方に市民学芸員という市民ボランティアの募集の記事を掲載いたしましたところ、10名以上の応募がありまして、その中から10名程度の方が登録してくださいましたので、年度当初40数名だったところがここで50数名になったところがございます。

9番目のホームページにつきましては、令和元年はこの表を見るとやや減少というところがございますが、平成27年度以降は一定のアクセス数を年間でざっと50万件から60万件というところ、平均的に見ていただいているところがございます。

ここで2ページに戻っていただきまして、定性評価でございます。4つの項目にまとめてございます。

1つ目の展示教育普及事業の推進につきましてですが、こちらは有識者から、質の高い学芸活動や市民と共に歩む博物館活動など、また、JAXAとの連携などを非常に高く評価をしていただきました。

一方で、常設展示の全面リニューアルが実現できていないところについて課題として挙げられました。

2つ目の関連施設・機関との連携ですが、こちらも有識者からは関連する施設との連携や講師派遣などの事業支援や連携展示などについて評価をいただきました。

また、津久井地域にある所管施設については、広報活動の充実や利用促進を図ることが求められました。

3つ目の市民との協働による博物館活動の展開でございますが、こちらにも多方面にわたる市民との協働が地域博物館の実践的活動として存在感を増していると評価をいただきました。一方で、会に参加する方が高齢化、固定化しているというところについては課題として指摘されたところでございます。

4つ目の博物館の基礎的な機能を果たすために必要な活動という部分では、やはりこちらにも増加する館収蔵資料の整理作業などにつきまして、市民と共同で実施していること、こうしたことが評価をいただきまして、また市民協働で資料の整理をしていることを発信しているということについても評価をいただきました。

また、課題として、博物館の学芸活動の基本を支える学芸員の調査・研究活動の環境整備を充実するようということが提案されたところでございます。

以上、定量評価と定性評価をいただきまして、それが1ページ目の総括につながっていくわけですが、博物館としては、こうした評価を真摯に受け止めまして、今後とも改善を積み重ねながら博物館の使命を果たしていきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 私も博物館に何回かお邪魔して、そのたびに企画展を様々なジャンルでやられていて、つい最近はオリンピックとパラリンピックを題材にした企画展をされていましたが、この企画展自体は年間どれぐらい実施されているのでしょうか。

佐々木博物館長 例年6本から8本でございますが、昨年度は休館の関係もありましたので、昨年度については5本ということになっております。

鈴木教育長 ちなみに、本数は分かったのですが、1本あたり平均どのくらいの期間やるのですか。

佐々木博物館長 1か月から2か月で、長いものだと3か月ぐらい行っているものもあります。季節で大体年間のスケジュールが決まっておりますが、秋には小学校で習う昔の暮らしを展示するというものがありまして、それと年明けからゴールデンウィークぐらい、ですから3か月ぐらいですけれども、その時期は1年間の文化財の発掘などの発表を交えたものを行うというのが大体のスケジュールになっております。

白石委員 企画展は非常にいろいろなアイデアを駆使されているなど感じているのですが、来館されている方、JAXAの兼ね合いもあると思いますけど、増加傾向にあ

るわけなのですが、博物館に来られている方の目的として、その企画展を見に来ている方が多いのか、または常設の方を見に行っている方が多いのか。また、それは初めて来た方がどれくらいなのかとか、その辺の把握はされていますでしょうか。

佐々木博物館長 まず来館者の目的でございますが、例年の統計ですと年間13万5千人ぐらいの方がいらっしゃっているわけですが、企画展をやってない時期もあります、大体6割から8割の方が企画展も併せてご覧いただいていると。プラネタリウムが年間5万人から6万人というところですので、3分の1から4分の1ぐらいの方がプラネタリウムをご覧になっていると。

ただ来館された方の中で、企画展も見していないし、プラネタリウムも見っていないと、本当に常設展示だけという方も一定数いらっしゃるというところでございます。

また、初めての方がどのくらいかということなのですが、全員に聞いているわけではなくて、本当に時々、アンケートを採っているというところなのですけれども、例えば企画展の感想を書いていただくアンケートなどで見ますと、初めてという方が2割から3割ということが平均的な結果として出ているところです。

白石委員 恐らく全国的には博物館の入館者数は減っている方向だと思うのですけれども相模原市の博物館、JAXAとの連携も含め非常に頑張っていると思います。

ただ、まだ一度も博物館に来たことがない方も大勢いらっしゃると思うのですね。もし可能であれば、企画展の内容は見てみるとすごく勉強にもなるし、そうだったのかと気づきも多いですし、何かそういうのを博物館以外に、出前ではないですけれども、何かギャラリーとか大きなスペースを使ってやれば、人が多く集まる場所で出張みたいな形でやってみるとか、そういうのも1つの手なのかなと思います。

あと、プラネタリウムとか映画とかをやられていますけれども、あれは多分、その時間が分かって来られる方はなかなかなくて、行ってたまたま時間が合うから見てみようかなという方が多いのだと思うのですよね。確か、その時期にもよるかもしれませんが、多分午前中、プラネタリウムは1日2回ぐらいやっていたか。映画の方は1日1回で、午前か午後とかで別れていたりして、何か見たいけど、今日はもう午前中だけだったのだとか、そのように思ったりすることもありました。

なので、もし可能なのであれば午前でも午後でも、なかなか1日いるというのは厳しいと思うのですけれども、半日いる間で、どちらかに来ても同じようなものが楽しめるよというようにすることも1つ手なのかなと思います。

なかなか予算の兼ね合いもあって、常設の展示のリニューアルができないということがあるかと思うのですが、その分、企画展の部分ですごく頑張っているなと感じておりますので、ますますJAXAとの連携も含めて頑張っただけならばと思います。

佐々木博物館長 昨年度と今年度は配布をしていないのですが、ここ数年、夏休みには全小学生に夏休み前にプラネタリウムの番組内容と時間帯を書いたチラシを配布しております、やはりそれを配るとそれを見て楽しみに来られる方がたくさんいらっしゃいましたので、プラネタリウムをたくさんの方に見ていただくためには、やはりPRを工夫して、必要な方に届くように工夫をして進めていきたいと思っております。

平岩委員 開館から25年経ちまして、常設展がなかなか変わっていないと、やはりこれはかなり大きく残念だなと感じております。

それと子ども向けのプラネタリウムもそうですが、子ども向けというのは割と分かりやすいのですが、一般的な大人、子ども連れではない大人に向けてアピールができるものがもう少し増えていったら良いなと感じます。

鈴木教育長 少し検討をしていただければと思っております。

よろしいでしょうか。では、この件はこれで終了させていただきます。

ここで前回定例会後の私の活動状況等についてご報告いたします。

8月の19日、校長会と教育委員会事務局との意見交換会を行わせていただきました。

8月の20日には神奈川総合産業高等学校で、夜間中学の入学説明会、希望者の説明会を行いました。私もお挨拶をさせていただきましたが、当日は9名の方が、市外からもいろいろなところから参加いただき、また各市の教育委員会の事務局の方も参加していただいて説明会を行わせていただきました。

この夜間中学の関係では、9月7日に神奈川県知事、それから本市の市長、神奈川県の教育長と私で、4者で夜間中学の協定締結式を行わせていただいて、報道でもあったとおりでございます。

その他、新型コロナウイルスの感染症対応ですとか、市議会の対応などを行ってまいりました。

ここで、次回の会議予定日を確認いたします。

次回は10月8日金曜日、午後2時30分から第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは次回の会議は10月8日金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会

午後 2 時 4 6 分 閉会